

『ゼロモバ』利用規約改定のお知らせ

2014年9月5日

MIS ハウスメイト株式会社

サポートセンター0120-17-6766

日頃はゼロモバをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、ゼロモバ利用規約の改定を行いました。

こちらに掲載しておりますのでユーザーの皆様にはご一読いただけますようお願い申し上げます。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

■ 改定箇所

- ・ 第5条 2項
- ・ 第6条 2項
- ・ 第9条 4項

以上

利用規約

第1条(各契約者の地位)

MISハウスメイト株式会社(以下、「当社」という)の提供するゼロモバ利用規約(以下、「本利用規約」という)は、以下の通り本利用規約を定め、規約を遵守することを条件としてお申込みいただいた申込者(以下、「利用者」という)に対し、規約に基づきゼロモバ(以下、「本サービス」という)とゼロモバ端末(以下、「端末」という)を提供します。

第2条(契約の成立)

利用者が本利用規約に承諾の上、当社指定の申込用紙に必要事項を記入し、当社規定の場所において利用申込みされたお客様と確認後、当社が申込承諾の意思表示を行った時点で成立するものとします。

第3条(利用期間及び端末等の受取日と返却日)

1. 利用期間は、利用者が当社指定の申込用紙に記入した入居予定日より、利用者の意思で当社に返却される日迄とします。
2. 原則として、端末等の受取日は申込用紙に記入された入居予定日とします。
3. 当社指定の申込用紙に記入した入居予定日を利用開始日とし、当社から発送した時点で利用開始日は変更出来ないものとします。

第4条(端末等の引き渡し及び返却)

1. 端末等の引き渡しは、当社より宅配にて指定された入居予定日に利用者の新規入居住所に原則として無料で行うものとします。留守の場合は、宅配業者がポストに入れた再配達連絡票に記載された連絡先へ連絡し、再配達の依頼をすることとします。再配達までの端末等の保管期間は1週間迄とし、1週間を超えた場合は返品扱いとし再配達費用は利用者が実費負担することとします。
2. 万一、宅配業者の責により端末等が配達希望日迄に届かなかった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 原則として、端末返却は利用者が当社へ発送するものとします。

第5条(支払方法)

1. 本サービス利用により生じた料金の支払方法は、以下の方法があります。

口座振替	所定の登録手続きを行なうものとします。振替日は毎月27日(金融機関が休日の場合は翌営業日)となり、前月の1日から末日までの利用料の請求となります。 登録手続きが完了するまでは、当社指定のコンビニ払込用紙での支払となります。尚、コンビニ支払は前払い制となります。
クレジット カード払い	所定の登録手続きを行なうものとします。取扱いは、VISA、Masterとなります。支払日は、クレジットカード会社の指定となり、登録手続きが完了するまでは、当社指定のコンビニ払込用紙での支払となります。尚、コンビニ支払は前払い制となります。
コンビニ払い	原則として、前払い制となります。

2. コンビニ支払は、前項通り原則前払いとなり、利用を予定する月の前月28日までに支払確認が取れない場合は、月末に回線停止となります。29日以降に支払の確認できたお客様は、確認後2営業日以降の開通となります。
利用がない場合でも料金の返金は致しません。尚、利用がない月の前払い金は、お支払月の翌月より3ヶ月間の繰越しをもって消滅となります。

第6条(通信料金)

1. 基本的に全く利用がない場合は、料金は発生しません。1パケット以上の通信が発生した場合は、定額4,980円(税込)を請求するものとします。
2. 原則として、請求書の発行はオプションサービス(税込216円/1通)となります。請求書発行を希望される場合は、サポートセンターまでご連絡下さい。

第7条(料金サービスの変更)

本サービスの利用料金、補償料金及びサービス適用者の範囲は、予告なしに変更される事があります。

第8条(端末等の盗難、紛失など)

1. 利用者は、端末等に盗難、紛失が生じた場合には直ちに当社に対し申し出るものとし、当社は、速やかに回線停止処理を行うものとします。利用者が当社へ申し出をした日時迄に1パケット以上の通信が発生していた場合は、定額料金を利用者の負担とします。
また、回線停止解除には利用者より解除の申し出があり当社で入金確認が取れた日から2営業日後となります。
2. 端末等の盗難、紛失を当社に対して申し出がない場合の通信料は、利用者に請求するものとします。
3. 紛失の場合、重過失の場合は端末実費請求になる場合があります。

第9条(端末の故障)

1. 利用者は、端末等に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該端末等を当社に返還するものとします。
利用者が当社へ通知した日までに1パケット以上の通信が発生していた場合は、定額料金を利用者の負担とします。
2. 前項の返還があったときは、当社は、代替機の送付を行います。代替機の送料は利用者負担とします。
3. 端末等の故障が利用者の責によるものである場合には、利用者は、当社に対し、次項に定める金額を支払うものとします。
4. 第3項に基づく金額について、端末の故障が自然故障に該当する場合(水没を除くものとする)にあつては料金は発生しません。
自然故障に該当しない場合(水没を含むものとする)にあつては一端末につき端末保守手数料として38,000円(税込)、SIMカードにあつては自然故障であるか否かにかかわらずSIMカードにつきSIMカード再発行手数料として3,240円(税込)が発生するものとします。

第10条(端末利用の範囲・制限)

1. 本サービスは、イー・モバイル株式会社の国内エリアでご利用頂ける商品です。
2. 一世帯につき、一端末のサービス利用とします。

第11条(サービスの品質保証又は保証の限定)

1. 本サービスは、イー・モバイル株式会社の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他イー・モバイル株式会社の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において利用者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。
2. 前項に定める事項の他、本サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。
3. 当社および、イー・モバイル株式会社は、利用者が大量のデータを送受信した場合通信や通信速度を制限する事があります。

第12条(利用申込みのキャンセル)

利用者は、本サービス申し込み後にキャンセルをする場合には、原則第3条2項の3営業日前までに連絡するものとします。3営業日を越えたキャンセルについては、第4条3項を適用するものとします。

第13条(利用停止・復活)

1. 当社は利用者に対し次の各号に定める事由が生じたときは、催告その他何らかの手続きをせずに直ちに通信停止処理を行うことができるものとします。この場合において利用者に生じた損害及び債務について、当社は一切の責任を負わないものとします。通信停止処理を行なった日迄に1パケット以上の通信が発生していた場合は、定額料金を利用者負担としこれを請求します。
 - ・本利用規約各条項に違反したとき
 - ・本サービス利用申込用紙記入にあたって虚偽の記載がある場合
 - ・利用者の信用状態が大幅に悪化し、本サービス利用の継続が困難と当社が判断したとき
 - ・通信料金の未払いが発生したとき
2. 前項において利用停止となった利用者の利用復活は、次の項目のみとします。
 - ・通信料金の未払いが解消されたとき

第14条(本規約の変更)

本規約は、予告なく変更することがあります。

第15条(利用譲渡の禁止など)

利用者は、本規約に基づく端末等及び当社に対する権利を第三者に譲渡、質入れ、転貸等、端末等に保わる権利を侵害する行為をしてはならないこととします。

第16条(不担保特約)

当社は、利用者が端末等を本来の目的に利用できなかったことにより、利用者及び第三者が被った事故または損害等については、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、利用者はこれを予め異議なく承諾するものとします。

附則:この利用規約は、2014年10月1日より適用されます。